

権利の主張はエゴイズムなのか、それとも正しいものなのか？

(『人権21・調査と研究』第193号、2008年3月)

島崎 隆

1 権利の主張は正しいものである

法律上のむずかしいことはともかく、一般に「権利」とはどのように考えられているだろうか。権利には「基本的人権」のようなものから、日常用語的に「私には〇〇する権利がある」などと、ほとんどすべてのことがらに関して使われている。『広辞苑』によると、「権利」について、「一定の利益を主張し、また、これを享受する手段として、法律が一定の資格を有するものに賦与する力」と書かれている。ここでは、少なくとも、①自分の利益が主張されていること、②法律などがそれを保証すること、という二点が述べられている。当然にも、自分勝手な権利の主張などはありえない。「所有権」などといえば、資本主義社会では、まさに①と②が同時に含まれ、それを侵す人はまさに泥棒であり、違法な行為として罰せられる。「既得権」などという言い方もなされるが、これは、それによって①をまず主張する。それでも、長年その利益の恩恵にあずかってきた事実があり、そのことが他の人たちからも承認されてきた場合、②の側面も含みもっているものと通例みなされる。

おそらく、実に多様に表明される権利の基盤には、「基本的人権」というものが想定されていると思われる。すべての個々の権利はここから発生するだろう。これは、欧米における近代（ほぼ17世紀以後）の市民社会において、前近代的な身分制にたいする市民革命などによる闘いのなかで獲得されたものであり、こうして、万人の自由と平等が人間社会の構成原理として確立されたのであった。日本国憲法にも、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）と述べられる。この基本的人権の思想は、さまざまな差別の禁止とともに、個人の多様な自由（思想・良心の自由、信教の自由、集会・結社および言論の自由、学問の自由、職業の自由、拘禁や拷問からの自由、移動の自由など）を表現しており、「世界人権宣言」（1948年国連総会にて採択）にも同様なことがらが書かれている。

ところで、近代の哲学者であるジョン・ロックが『市民政府論』（鶴飼信成訳、岩波文

庫)で、「労働による所有」ということを明快に指摘したが、ここでは、まず、社会のルールの根本に、だれが所有(=財産)の権利をもつのか、ということがあるはずだと主張される。ちなみに、英語の「プロパティ」には、「所有(権)」と「財産」という両方の意味がある。たしかに「おれのものはおれのもの、ひとのものもおれのもの」というのでは、社会関係が安定して成立しないので、所有の権利を確定しなければ話がまず始まらない。そしてその正当性として、労働することが付加される。つまりまず、自分の肉体と精神が自分の所有物であるのは自明であると前提して、それを行使して、つまり労働して獲得したものは自分のものであるという意味で、労働生産物の成果にたいして所有権が正当化されたのである。こうして、権利の主張の背景には、いかにそれを正当化するかという問題があり、ただひたすら自分の利益を権利として主張するのでは、話が通らないのである(もっと深く考えると、この所有権が万能ではない点についてはいまは触れない)。

ところで、権利の主張が何かエゴイズム的なもののように考えられる場合がなきにしもあらずである。それは、日本でとくに強いのではないか。以上の人権の思想が日本で自前のもものとして獲得されず、欧米から輸入され、上から与えられてきたという事情がここに働いているだろう。自己犠牲をすること、滅私奉公が立派な道徳として賛美されるのにたいして、権利の主張によって何か自己利益をあからさまに主張することがはばかれるという傾向がないだろうか。だが、社会的な強者ならばいざ知らず、大部分の社会的弱者ならば、法律にも保証されている権利の数々を主張しなければ、知らず知らずに生活が圧迫され、自由を失うことにもなりかねない。権利の主張は、まずは正しいものである。生活の権利、「生存権」などというのは、当然の最低の権利である(その歴史的由来などについては、村岡到『生存権・平等・エコロジー』白順社、2003年の第一章参照)。憲法の第26条では、国民は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を有すると書かれている。現代は格差社会などといわれ、非正規雇用が労働者の3割を占めるという異常な事態こそ、働くものたちが無権利状態に置かれていることの大きな印であろう。当然、非正規雇用者の賃金は低い(この点では、後藤道夫・他『格差社会とたたかう』青木書店、2007年参照)。最近のOECD(経済協力開発機構)の調査でも(2006年7月発表)、日本の労働年齢人口における相対的貧困率(労働人口において年収の中央値の半分に満たない国民の割合)の大きさが、17ヵ国中アメリカに次いで上から二番目となっていることが示された(この数値の意味については、異論もある)。

2 正しいものこそ、権利である

権利を主張するさいに、それが単に自分の自己利益となることのみを一方的に主張することはやりづらいし、何かエゴイスティックに見られかねない。さきの『広辞苑』にもあったように、権利は正当性、正しさ、あえていえば、正義にかなっていないなければならないだろう。つまり権利は何か損得勘定の問題ではなく、もっと理知的な面をもっているといえよう。こうして、「権利」ということばを「権理」と書くべきだという人もいる。

このことは、外国語の「権利」にあたることばを分析すると明らかになる。

英語では、「権利」と訳される「ライト」は、「正しさ」という意味ももっている。権利とは、単なる自分の利益のみではなく、正しいものなのである。ドイツ語では「権利」を表現する「レヒト」ということばがある。このことばには、「正しさ」の他に、「法」という意味がさらに加わる。この場合の「法」とは個々の法律ではなくて、それらの法律を支える基盤としての原理的な「法」であり、日本語でいえば、「道理」「道義」というようなことばに近いといえるかもしれない。

さきほど「権利」は、法律的にバックアップされるべき側面をもつと述べられた。なるほど、権利は独りよがりのものであってはならず、社会の「法」によって根拠づけられなければならない。一般に、一人の個人にのみ通用する権利などありえないし、さらに、多くの人が許容する権利であっても、それが何らかの意味でしっかり根拠づけられなければ、これまた正当な権利と認められない。「赤信号、皆で渡れば怖くない」として、赤信号のときに皆で渡る権利は承認されない。

自分の権利を主張することが一般に「正しさ」を含むということが権利についての認識の第一の段階とすれば、さらに進んで、権利がそのものとして「法」や「正しさ」を含むということが考えられる。これは権利認識の第二段階といえよう。むしろ、「権利」「法」「正しさ」をすべて含んだ何かが、少なくともドイツ語では問題となっている。ある意味で、「権利=法=正しさ」なのである。そして少なくとも、英語では「権利=正しさ」である何ものかがまず最初に存在するのである。ここからすれば、権利を何かエゴイズムとみなすことなどは、とても出てこない。権利が自分の利益を守ることに関わるとしても、それは「正しさ」という側面を同時に満たすことが必要となるだろう。そして、そのように理解され、正当に根拠づけられた権利こそ、個人もまた真に守ってくれるのだ。

以上のように考えると、「権利」は一方で「善（善いもの、利益）」につながり、他方

で「正（正しさ、正義）」につながる。むしろ「権利」は、「正」と「善」を積極的に結合する位置をもつだろう。

この点でさらにいうと、権利を保証する「正しさ」ないし「法」というものも、何か天から降ってくるものではなくて、市民相互の共感や同意に支えられて初めて成立するものであろう。『国富論』という有名な著作を書いて、近代市民社会の経済構造を解明したアダム・スミスに、『道徳感情論』上下（水田洋訳、岩波文庫）という著作がある。これによれば、市民社会の道徳や権利も、市民が相互に「公平無私な観察者」となって、人々の言動を評価するなかで、共感され承認されて発生したとみなされている。「良心」といわれるものも、こういう社会的な人間関係のなかで徐々に形成されてきたのだという。

ところで、19世紀ドイツの哲学者ヘーゲルに、『法哲学』（藤野渉・赤澤正敏訳『世界の名著・ヘーゲル』中央公論社所収）と通例訳される著作があるが、これは「レヒトの哲学」なのであるから、厳密には「権利＝法＝正しさ」の哲学なのである。この著作は、たしかにいわゆる法哲学のような側面をもつが、そのほかに、道徳論、市民社会論、国家論などを含み、文字通り、社会と個人をつなぐ「権利＝法＝正しさ」についての、実に幅広い哲学的考察をおこなっている。実際、最近では、この著作は『法権利の哲学』と訳されることも多い。この著作では、「レヒト（法）」とは、人間の本質をなす自由意思が実現されたものを意味し、それは現実には、一定の社会関係によって支えられる。個人の権利も義務も、こうした社会関係のなかで初めて承認されると考えられている。最近の研究で注目されていることは、ヘーゲルのいう「資産」という概念が、社会内部で共同に形成されてきたものとして、人々がそこに労働と生活の条件を求める権利を表現しているという認識である。ヘーゲルはある意味で人々に労働の権利を認め、その機会を国家社会が保証しなければならず、それを喪失することは市民としての誇りを失ってしまう、と指摘している。

現代の法哲学者のジョン・ロールズ『正義論』（矢島鈞次訳、紀伊國屋書店、1994年）によれば、正義が公正さの実現とみなされ、市民社会の成立時に確立された、さきほど述べた基本的人権の体系を大前提としつつも、格差や不平等は、もっとも恵まれない人々の利益を最大化することを条件として承認されると考えた（「格差原理」）。だから、結果として相対多数の人々が豊かになれば一部の貧困層が発生してもやむをえないという考えは、正しくないといわれるのである。

以上、思想の歴史に少し触れたが、「権利」が「法」や「正しさ」を必然的に含むとす

れば、権利の乱用などはあってはならない。権利とは、人々が一定の社会のなかで、「法」や「正しさ」に照らして自己実現するさいの手段のようなものと考えられないだろうか。権利で実現される利益とは、多くの他の人々にも広く妥当するはずの利益であり、それこそ普遍的な「法」の実現ともなるはずのものだろう。

3 権利の衝突

権利の問題でむずかしいのは、それが妥当する範囲が無限に広がる可能性があるということだろう。日本国内では正当な権利でも、グローバル化のなかで南の国などを含めると、その正当さが希薄になることもありうる。日本では当たり前の豊かさの要求でも、その前提に南の国の自然的生産物の搾取があることも考えられる。少し前に、ザウパー監督の「ダーウィンの悪夢」という映画があった。この映画に描かれたように、遠くアフリカの国の自然と生活を犠牲にしたところで、日本を含めて先進国の物質的豊かさへの権利や環境権が主張されるとすれば、この権利は正当性を希薄にするだろう。正しさが希薄化するところでは、権利はわれ知らず、エゴイスティックになる恐れがある。

権利もまた広く、グローバルに考えられるべきであって、環境問題を例にとると、そこには「環境的正義」という考えが働いている。先進国と後発の国の間で自然環境の点で格差が働くとすれば、そこには環境的正義は実現されていないといえる。たとえば、先進国が産業革命以後の歴史のなかで温暖化現象を発生させてきたとすれば、ツバル、モルディブなどの小国が水没の危機にあることの責任の中心は資源浪費大国アメリカを初め、先進国にあるといえるだろう。当然にも、先進国には、これらの国々の存在を危うくする権利は存在しない。ここには、経済のグローバル化のなかで、権利の衝突という現象が見られる。もちろん一国内部においても、豊かな環境の享受の点で、貧富の格差が生ずるという問題を無視してはならない。グローバルな格差と一国内の格差はともに見据えなければならない（以上のような新しい問題群については、碓井敏正『グローバリゼーションの権利論』明石書店、2007年を参照）。

4 教育の領域における権利の衝突

さらに、もっと複雑に権利の衝突が見られることがある。これを教育の分野で考えてみ

よう。ここでは実は、教育をめぐる多様な権利の争いが存在する。一般に教育権というものが考えられるとすれば、これはだれのものなのか。そしてここで、どのように「正しさ」や「法」が実現されるべきなのだろうか。

ここには、少なくとも、権利をめぐる以下のようなダイナミックな交渉関係が存在するだろう。

- ・教師 — 生徒
- ・教師 — 教育官僚 (国家・行政)
- ・教師 — 親
- ・生徒 — 親
- ・親 — 教育官僚

さて、教育をする主体といえ（学校教育に限定する場合）、まず教師が挙げられるだろう。教師がカリキュラムを編成し、教育を日常的に教育現場でおこなうことについての権利は自明のものに見える。だが、教師の権利には、単なる上からの知識の注入が問題となるのではない以上、そこに生徒・子どもたちの学習の権利が対置されるだろう。そしてまた、もちろん生徒・子どもたちには、まず教育を受ける権利が確保されるべきである。ある意味で教師の教育権が認められるとしても、それは彼らの学習の権利を阻害するものであっては、その正当性がそがれることになる。最近、教育が教師からの生徒にたいする「支援」とみなされることが多いが、これは生徒の自主性を配慮してのことだろう。ある意味で、教師の教育権は、生徒の学習権との弁証法的浸透関係によってしか実現できないものである。そこにこそ、教師の教育権の正しさが成り立つ。

さらに、親の教育権と教師の教育権の関係の問題がある。民法第820条では、「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う」とある。また、「世界人権宣言」第26条3項にも、「両親は、その子どもに与える教育の種類を選択する優先的な権利を有する」とある。たしかに、子どもはまずは両親の営む家庭に帰属する以上、親の教育権はきわめて重要である。理不尽な学校教育からは、親は子どもを守る権利と義務をもつだろう。学校の教師といえども、親の意見を無視できない理由がここにある。最近、「モンスター・ペアレンツ」というようなことばが見られる。これは、学校の教育に過度の要求を突きつける親の存在を意味する。だが、親は学校に子どもの教育をお任せしたのではない以上、どういう教育をすべきかについて、学校に要求する権利がある。ここでも、その権利の「正しさ」が問題となるのであり、学校へ多くの要望を親たちが提起することはむしろ好ましいことといえよう。もちろんここでは、教師が過労死やノイローゼ、うつ病に陥ることなく、良好な環境のもとで教育する権利が保証されなければならない。こうして、いずれにせよ、教師と親とのあいだで、十分なコミュニケーションがなされるべき

である。

また、国や行政が教育の権利主体であるとみなす考えも成立する。だが、国家（実質的にはときの政府）が教育の中身や方法まで規定する権利をもつとすれば、これは国家主義的な教育に墮落する危険性がある。新教育基本法では、教師が「全体の奉仕者」という規定が削除されてしまったが、最近の君が代・日の丸問題にも見られるように、国や行政が教育の権利を保持し、教師や学校はそれに受動的に従うべきであるという考えは、おおいに正当性を欠いている。国家の教育権という考えには、親や教師の教育権を含む自主性の承認がなく、生徒たちの自主的な学習権も無視されるとすれば、「正しさ」や「法」がそこに見られるとはとてもいえないだろう。ここでは、国民主権、主権在民という憲法のもっとも基本的な原理が軽視されているのであるから、国家の教育権は、前近代的な、市民社会以前の発想といえるのではないだろうか。